町田市障がい者プラン21-26 (後期計画) 策定に係る 「市民の意見を聴く会」での意見と計画案への対応

日 時:2024年1月13日(土)午前10:00~正午

場 所: 町田市庁舎 3 階 会議室 3-2, 3-3

出席者: (市民) 21名 / (協議会・部会委員) 13名 / (事務局) 9名

	ページ番号	+8048	51 7 0.044
NO.	(資料 2)	市民の意見	計画案への対応
1	P22	重度の知的障がいの子どもがおり、自立のために グループホームやシェアハウスの利用を検討してい る。その場合、重度訪問介護の利用が最低でも 600 時間は必要になる。サービスを必要としている人 が、十分に利用できるような体制を構築してほし い。また、重度訪問介護と居宅介護が併用できる ようにしてほしい。	障害福祉サービス等に関するとりくみについては、分野 2「暮らすこと」主なとりくみ【障害福祉サービス等】に記載しています。
2	P22, 23	・タクシー券を利用できるようにしてほしい。社会福祉協議会が実施している福祉有償運送は、週1回までしか利用できないことに加えて、公共交通機関を利用するのが困難などの利用条件があるため使いづらい。本格的に事業をスタートする前に、実証実験を行ない、アンケートなどにより利用者の意見を聴きながら、事業実施を検討してほしい。 ・以前は、通院交通費に自己負担2,500円という規定はなかった。	・多摩 26 市では、タクシー券を支給する制度を見直す自治体が増加傾向にあります。町田市では、病院への通院交通費を助成しており、通院に特化しているものの、助成額年間最大12万円は都内で最高額となっています。 ・助成額の上限を年間最大36万円から12万円に見直し、自己負担額を設けた2015年度は、自立支援給付費の単価改定があり、増加額が前年度の約2倍増加した年度でした。福祉として給付費の増加(サービスの充実)は望ましいことですが、財政負担が非常に大きく町田市独自で実施している事業は継続が困難となりました。引き続き、限られた予算の中でできることを研究してまいります。
3	P22, 23	タクシー券を支給してほしい。タクシー会社への教育などの方法を検討してほしい。	ご意見として承ります。
4	P27	重点施策 5「グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の検討」について、検討をしている場合ではない。深刻な現状を踏まえて、重い障がいがある人が利用できる支援をしていくといった内容に変更してほしい。	ご意見を踏まえて、計画案の記載内容を修正します。

NO.	ページ番号 (資料 2)	市民の意見	計画案への対応
5	P33	就労継続支援B型事業所の工賃をもっと上げられないか。	就労系の障害福祉サービスに関するとり くみについては、分野 3「日中活動・働 くこと」主なとりくみ【日中活動・就労 系の障害福祉サービス】に記載をしてい ます。
6	P34	重点施策 6「重い障がいがある人が利用できる生活 介護事業所の整備方針の策定」について、どのよう なタイプの生活介護事業所が、毎年どのくらい必要 になるのかを調査し、そのための準備をしていく、 といった支援が必要だと思う。	重点施策の整備方針を検討するうえで、 いただいたご意見を参考にします。
7	P36	重点施策 8「(仮称) ワークサポートルームの設置と雇用の拡大」について、大きな一歩だと嬉しく思う。事業内容は今後どのように検討していくのか。専門家チームとしてどのような人が入るのか。また、モデルとしている自治体はあるのか。	現時点では検討段階のため、今後の検討 状況は計画の進捗管理の中で随時報告し ていきます。
8	P40	市内の相談支援事業所が増えない。特に、計画相談ができる事業所が不足している。基本報酬が低いため、町田市独自で補助ができないか。また、ヘルパーの担い手を増やすことについても、町田市で補助ができないか。	計画相談に関するとりくみについては、分野4「相談すること」主なとりくみ 【相談支援体制】に記載しています。 また、福祉分野の担い手不足は、ヘルパーに限らず非常に深刻な課題となっています。今回の計画では、将来を見据えて、学生や子どもたちといった若い世代に福祉分野の魅力を伝えていき、将来的な福祉人材の確保を目指すことを重点施策 18「障がい福祉人材の確保方策」として取り組んでいきます。
9	P51	手話言語条例を早く制定してほしい。	ご意見として承ります。
10	P52, 54	情報アクセシビリティについて、視覚障がいや聴覚 障がいに関しては記載があるが、知的障がいについ ては記載がないので、追記してほしい。情報が得ら れやすいように工夫してほしい。	ご意見を踏まえて、計画案の記載内容を修正します。
11	P56	障がい特性、ジェンダー等の理由により「みんなのトイレ」や「障害者等用駐車区画」しか利用できない人がいることをポスター掲示などによりもっと周知してほしい。必要としている人が利用できない場面が多い。	所管部署にご意見の内容を共有します。
12	P56	歩行器を使用しているが、ターミナルビルから市民 フォーラムまでの道にエレベーターを整備してほし い。	所管部署にご意見の内容を共有します。
13	P56	車椅子での通行が困難な道が多い。(レンガの地面で	所管部署にご意見の内容を共有します。

NO.	ページ番号 (資料 2)	市民の意見	計画案への対応
14	P61, 62	知的障がい児を持つ父として、親なき後の障がいがある子どもへの支援について関心がある。成年後見制度に関する事業を実施している法人は、社会福祉協議会だけなのか。もっと増やすべきではないか。	成年後見制度に関する事業を法人として 実施しているのは、ご指摘のとおり社会 福祉協議会のみとなっています。 成年後見制度に関するとりくみについて は、P62 分野9「差別をなくすこと・ 権利を守ること」主なとりくみ 【権利 を守ること】に記載していますが、いた だいたご意見を踏まえて計画案の記載内 容を修正します。
15	P102	足を考えることが必要。医療的ケアが必要な方の受入れが困難なこと、看護師の配置等、生活介護事業所の全体像について、計画の中で表現されていくと良いと思う。	障がい者計画部会では、前年度までの各事業所の定員数や実利用者数等の実績の振り返りを行なった上で、見込量を策定しています。医療的ケアが必要な方を含む、重度の障がいがある人が利用できる生活介護事業所については、重点施策6「重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」として取り組んでいきます。
16	P102	重度訪問介護の 1 人あたりの利用時間数について、2021 年度は 249 時間、2022 年度は 258 時間、2023 年度は 271 時間の実績となっている。2024年度以降は、1 人あたり 271 時間の見込量となっているが、高齢化・重度化による増加を見込んで、もっと増やすべきではないか。	サービスの見込量については、2021 年度から 2023 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているため、一律的に 2018 年度から 2020 年度までの実績値を基に見込量を算出しています。重度訪問介護についても同様の算出方法としています。
17		身体障害者手帳を更新する際、以前は市役所で医師の診断を受けることができたが、今は15条指定医を自分で探して診断書を書いてもらわないと申請ができない。市役所の窓口では、指定医の一覧表を渡され、試しに一覧表のすべてに電話を掛けたが、すべての病院で断られた。いきなり一覧表だけを渡されても不安になるだけなので、障がい福祉課に行けば適切な機関につないで	現在、身体障害者手帳の更新が必要な場合、かかりつけ医が15条指定医なのか確認するご案内をしています。かかりつけ医が15条指定医ではない場合、一覧表をお示しして、受診しやすい医療機関を確認いただいています。受診する医療機関が、初診時の症状がわからないと診断書を書けないと言われた場合、現在受診している医療機関から初診時に受診した医療機関へ診断書を取り寄せる方法をご案内しています。
18		公共施設に常備されている車椅子のメンテナンスを きちんとやってほしい。	所管部署にご意見の内容を共有します。
19		町田市の派遣事業以外の手話通訳者の派遣費用が高 い。いつでもどこでも派遣できるような体制を整え てほしい。	ご意見として承ります。

NO.	ページ番号 (資料 2)	市民の意見	計画案への対応
20		視覚障がい者へのガイドヘルパーの予約が取りづらい。ガイドヘルパーの資格を取得したが、定員がいっぱいで働けない人もいるので、依頼の受け方やヘルパーの調整方法を工夫してほしい。(SNSの活用等)	ご意見として承ります。
21		障がいがある人が対象の割引券や、障がいに関わる 刊行物を窓口などのすぐに手にとれるような場所に 常設してほしい。東京都庁で冊子の配布を依頼した ところ、倉庫から取りに行くような状況であり、そ れでは作った意味がないと感じた。	ご意見として承ります。
22		都営住宅は持ち家がなくならないと利用ができない など、手続きが煩雑。	ご意見として承ります。
23		障害者手帳をカード化し、マイナンバーカードと一 緒に入れて持ち運べるようにしてほしい。	ご意見として承ります。
24		一般的に、社会人の男性は黒髪・スーツでなければ ならないが、女性の服装や髪型は自由である。アメ リカのように男性の服装や髪型も自由になってほし い。	ご意見として承ります。